

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年5月22日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第15号

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「前年の所得」を「前年（次条の規定による申請があった日が1月1日から6月30日までである場合には、前々年。以下同じ。）の所得」に改める。

別記様式中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)